

平成 29 年 3 月 1 日

中央環境審議会水環境部会  
瀬戸内海環境保全小委員会  
委員長 岡田 光正 様

兵庫県環境部長 秋山 和裕

本日、公務により本委員会を欠席するため、私の意見を書面にて提出いたします。

#### 記

中央公害対策審議会答申（平成5年6月10日）では、窒素・燐の環境基準に関し、「窒素・燐は一次生産者である植物プランクトンの栄養として海域の生態系の維持に必要であり、極端に濃度を低くする必要はない」とされています。

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（平成27年法律第78号）の附則では、瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究等に努め、法施行後5年を目途に瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、所要の措置を講ずることとされています。

ついては、この在り方を検討するため、限られた時間の中で議論を尽くす必要があることから、ワーキンググループを設置し、栄養塩と漁獲の関係について地域の実情に通じた水産関係の研究者の意見を聴き、さらに議論を深めていくべきと考えます。

以上